

第108期 決算公告

平成28年5月16日

住所 鹿児島市金生町6番6号
株式会社 鹿児島銀行
取締役頭取 上村基宏

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	93,535	預金	3,466,884
現金	45,946	当座預金	59,294
預け	47,589	普通預金	1,848,304
買入金	8,495	貯蓄預金	145,976
商有価証券	920	通知預金	3,332
商品	2	定期預金	1,365,338
商物品	917	その他の預金	44,637
金銭の信託	14,255	譲渡性預金	113,815
有価証券	1,151,148	コールマネー	70,000
国債	302,531	債券貸借取引受入担保金	100,848
地方債	65,051	借入金	90,129
株式	502,085	借入金	90,129
その他の証券	77,056	外国為替	32
貸出	204,424	売渡外国為替	5
割引手形貸付	2,864,390	未払外国為替	27
引形書座貸越	8,467	その他の負債	16,314
手証当座	140,288	未払法人税等	4,340
外国為替	2,378,376	未払費用	1,661
外買取	337,257	前受収益	1,561
その他の資産	2,228	金融派生商品	49
前未収	2,113	リース債	1,643
金融派生の資産	2,113	資産除去債	191
有形固定資産	114	その他の負債	6,866
建物	8,723	退職給付引当金	1,697
リース資産	0	睡眠預金払戻損失引当金	791
建設仮勘定	3,543	偶発損失引当金	257
その他の有形固定資産	3,836	繰延税金負債	4,895
無形固定資産	1,342	再評価に係る繰延税金負債	6,971
ソフトウェア	54,423	支払承諾	24,969
リース資産	11,324	負債の部合計	3,897,606
その他の無形固定資産	36,664	(純資産の部)	
前払年金費用返金	1,554	資本剰余金	18,130
支払倒引当	89	資本準備金	11,204
	4,791	利益剰余金	215,064
資産の部合計	3,495	利益準備金	18,130
	3,350	その他の利益剰余金	196,933
	0	固定資産圧縮積立金	501
	145	固定資産圧縮特別勘定積立金	60
	9,918	別途積立金	183,000
	24,969	繰越利益剰余金	13,371
	△40,160	株主資本合計	244,399
		その他有価証券評価差額金	39,244
		繰延ヘッジ損益	△8
		土地再評価差額金	15,101
		評価・換算差額等合計	54,337
		純資産の部合計	298,736
		負債及び純資産の部合計	4,196,343

損益計算書〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	71,039
資金運用収益	48,385
貸出金利	36,894
有価証券利息配当	11,290
コールロークン	93
預け金	4
その他の受入	101
役務取引等	11,239
受入為替	3,488
その他の役務	7,751
その他業務	1,170
商品有価証券売買	124
国債等債権売却	619
金融派生の商品	0
その他の業務	426
その他経常	10,244
償却債権	0
株式等売却	7,384
金銭の信託運用	36
その他	2,823
経常費用	53,174
資金調達	2,391
預渡性預金	1,149
コールマネー	192
債券貸借取引	64
借入金	220
リース	65
その他	542
支払引当	156
支払引当	3,926
支払引当	527
支払引当	3,399
支払引当	557
支払引当	213
支払引当	250
支払引当	93
支払引当	36,170
支払引当	10,128
支払引当	8,411
支払引当	98
支払引当	349
支払引当	5
支払引当	240
支払引当	1,023
経常利益	17,864

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	0
固 定 資 産 処 分 益	0
特 別 損 失	87
固 定 資 産 処 分 損	87
税 引 前 当 期 純 利 益	17,778
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,872
法 人 税 等 調 整 額	Δ 1,641
法 人 税 等 合 計	<u>6,230</u>
当 期 純 利 益	<u>11,547</u>

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年 ～ 50年

そ の 他 2年 ～ 20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産管理部署が査定結果を検証しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により発生翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会等への負担金の支払に備えるため、対象債権に対する予想負担率等により算定した将来の支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについてヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類等に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類等に与える影響額はありません。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する事業年度の期首より適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（親会社株式を除く） 539百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に22,801百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,652百万円、延滞債権額は32,690百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は15百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,998百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,356百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。
これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,468百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 597,693百万円

担保資産に対応する債務

預 金 34,004百万円

債券貸借取引受入担保金 100,848百万円

借 用 金 90,000百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、有価証券18,577百万円を差し入れております。また、その他資産には、保証金265百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は705,143百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが692,984百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

ただし、適切な地価公示価格がない場合は同施行令第2条第2号に定める基準地価又は同施行令第2条第4号に定める地価税法に規定する方法により算定した価格に時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 15,568百万円

- | | |
|---|-----------|
| 11. 有形固定資産の減価償却累計額 | 33,465百万円 |
| 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 3,833百万円 |
| 13. 単体自己資本比率 | 11.54% |
| 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,990百万円であります。 | |
| 15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 | 444百万円 |
| 16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 17. 親会社株式の金額 | 2,188百万円 |
| 18. 関係会社に対する金銭債権総額 | 15,230百万円 |
| 19. 関係会社に対する金銭債務総額 | 12,178百万円 |

20. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、当行は利益準備金の額が資本金の額に達しているため、当事業年度における剰余金の配当に係る利益準備金は計上しておりません。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	197百万円
役務取引等に係る収益総額	60百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	31百万円

2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	100百万円
役務取引等に係る費用総額	365百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,370百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行は、個人や法人等の預金者から受け入れた預金や短期金融市場から調達した資金などをもとに、資金の貸出や有価証券運用などを行う銀行業を行っております。

保有する金融資産及び金融負債は金利変動や価格変動などを伴うため、不利な影響が生じないように、オフバランス取引を含む銀行全体の資産及び負債を対象にリスクを統合的に把握・コントロールし、収益の向上と安定化を図るべく資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する主な金融商品は、次のとおりであります。

貸出金は、主に国内の法人及び個人に対する貸出金であり、貸出先の財務状況の悪化等による信用リスクを有しております。また、貸出金のうち固定金利貸出については、金利変動リスクを有しております。

有価証券は、国債、地方債、社債、株式等であり、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク及び信用リスクを有しております。

預金及び譲渡性預金は、金利変動リスクを有しております。

コールマネーは、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、資金調達に係る流動性リスクを有しております。

また、貸出金、有価証券等にかかる市場リスクの回避を主目的としてデリバティブ取引を行っており、一部はヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行は、信用リスク管理の基盤として企業審査を位置付け、個社ごとの信用リスク管理の強化及びポートフォリオ管理手法の高度化を図るとともに、要管理先等に対する経営改善指導を充実させることを基本方針としております。

当行は、信用リスク管理態勢の充実を図るため、本部における信用リスク管理部門と営業推進部門を分離し、信用リスク管理強化の観点から相互牽制が有効に機能する管理態勢を構築しております。

企業信用格付は、融資支援システム「KeyMan」による「企業審査」に基づき実施しております。企業審査では、まず企業の財務面・非財務面の実態に基づき行内共通の判断基準により企業信用格付を付与し、格付と整合的な自己査定 of 債務者区分の決定及び格付に応じた融資方針や貸出金利の決定などを、企業信用格付を核とした一連の業務として行っております。

信用リスク管理部門は、与信ポートフォリオのリスク量を計測するなど、その管理状況を定期的に、また必要に応じてリスク管理委員会に報告しており、その審議事項については取締役会に報告しております。

個別案件の審査・与信判断にあたっては、融資業務の基本方針や個別融資の判断基準及び融資の集中を防止するための指針を定めた「融資業務の規範」を制定し、これに則って審査を実施しております。

②市場リスクの管理

当行は、市場リスクを適切に管理することが戦略目標達成のため重要であることを十分に認識のうえ、市場リスク管理状況を的確に把握し、適正な市場リスク管理態勢の整備・確立をはかる中で、能動的に一定の市場リスクを引受け、これを管理する中で収益機会を捉えていくことを基本方針としております。

当行における市場関連取引の業務運営態勢は、市場部門（フロントオフィス）、事務管理部門（バックオフィス）、リスク管理部門（ミドルオフィス）に分離し、相互牽制が有効に機能する態勢とするとともに、半期ごとに保有限度枠、VaR限度額、損失限度額を常務会で定め、厳格な運営管理を実施しております。

市場関連取引のリスクは、ミドルオフィスが、保有限度枠の使用状況や評価損益、有価証券ポートフォリオのBPV（ベース・ポイント・バリュー）、VaR等のリスク指標を測定し、経営陣へ日次で報告するとともに、リスク管理委員会へ月次で報告され、リスク管理委員会での検討結果については、取締役会に報告しております。

ALM委員会では、資産及び負債の総合的管理の観点から、銀行勘定の金利リスクを含めて市場関連リスクをモニタリングし、経済環境・市場動向予測に基づいてヘッジ戦略について検討しております。

【市場リスクに係る定量的情報】

(トレーディング目的の金融商品)

当行では、売買目的有価証券について、平成28年3月31日現在で、商品有価証券300億円、金銭外信託200億円の保有限度枠を設定しております。商品有価証券の運用方針は、お客様向け債券の売買を円滑に行うことと有価証券市場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用し利益を得ることであり、平成28年3月31日現在で、損失限度額1億円、金銭外信託は、有価証券市場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的としており、損失限度額4億円を設定し、リスク管理を行っております。

(トレーディング目的以外の金融商品)

a. 金利リスク

当行において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、V a Rを算出し、金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。V a Rの算定は、分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しており、平成28年3月31日現在で当行の金利リスク量（損失額の推計値）は、全体で84億円であります。なお、当行では、モデルが算出するV a Rを月次でモニタリングし、変動要因を分析することでV a R計測モデルの精度を確認しており、その結果から、モデルは十分に高い精度で金利リスクを捕捉しているものと考えております。

また、当行では、コア預金推計モデルによって推計したコア預金を金利リスク計測に使用しております。当行が採用するコア預金推計モデルは、T I B O R 1ヶ月を説明変数とする線形回帰モデルと将来金利シナリオによって要求払預金の将来分布を作成し、預金が減少する下方99パーセンタイル値の推移からコア預金を推計するモデルであります。なお、当行では、コア預金推計モデルによるコア預金期待値とコア預金実績値を比較してコア預金推計モデルの精度を確認しており、その結果から、モデルは十分に高い精度でコア預金の動きを捕捉しているものと考えております。

ただし、V a R及びコア預金推計モデルは過去の金利変動、金利変動と預金変動の関係性をベースに統計的に算出した一定の発生確率での金利リスク量、コア預金を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下における金利リスク、コア預金の動きは捕捉できない場合があります。

b. 価格変動リスク

当行では、「有価証券」のうちのその他有価証券について、V a Rを算出し、価格変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。V a Rについては、分散共分散法（保有期間60日（政策投資株式等一部の資産については125日）、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しており、平成28年3月31日現在で、385億

円であります。

なお、当行ではモデルが算出するV a Rとポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益を比較する方法によりV a R計測モデルの精度を確認しており、その結果から計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、運用資金の大部分を預金により調達しており資金繰りは安定しておりますが、市場金融部内に設置した資金繰り管理部門が、日次・週次・月次の資金繰り状況を把握し、必要に応じて適切な市場調達を実施しております。

資金繰りの状況は、資金繰り管理部門から独立したリスク管理部門が日常的にモニタリングしており、また、不測の事態に備えて保有有価証券を活用した市場調達の準備等、利用可能な調達手段の確保にも努めております。

資金繰りリスクや市場流動性リスクのモニタリング結果は、リスク管理委員会に報告され、リスク管理委員会での検討結果については、取締役会へ報告しております。

④デリバティブ取引に係るリスクの管理

当行のデリバティブ取引は、貸出金・有価証券等に係る市場リスクの回避を主目的として取組むことを基本方針としております。

当行の利用しているデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。

市場リスクにおいては、金利関連のデリバティブ取引において金利変動リスクを、通貨関連のデリバティブ取引において為替変動リスクを、株式・債券関連のデリバティブ取引において価格変動リスクをそれぞれ有しております。

また、信用リスクにおいては、取引の契約先をいずれも取引所や信用度の高い銀行及び証券会社としており、契約不履行によるリスクを金融機関の運用限度額等により適切に管理しております。

当行のリスク管理は、金利や為替等の相場変動リスクにさらされている資産・負債に対して、そのリスク回避のため効果的にデリバティブ取引が利用されているかを重点的に行っており、その基本方針はALM委員会で検討され、取引の実行及び管理は、市場金融部が行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2)参照)。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資産			
(1) 現金預け金	93,535	93,535	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	920	920	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	1,144,691	1,144,691	—
(4) 貸出金	2,864,390		
貸倒引当金(*1)	△39,476		
	2,824,914	2,847,305	22,391
資産計	4,064,061	4,086,452	22,391
負債			
(1) 預金	3,466,884	3,467,364	480
(2) 譲渡性預金	113,815	113,861	46
(3) コールマネー及び売渡手形	70,000	70,000	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	100,848	100,848	—
(5) 借入金	90,129	90,129	—
負債計	3,841,677	3,842,204	527
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,798)	(3,798)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(△11)	(△11)	—
デリバティブ取引計	(3,787)	(3,787)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

販売目的のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は主として取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約等）であり、割引現在価値等に基づき算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産(3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2)	3,215
② 組合出資金(*3)	3,241
合 計	6,457

(*1) 非上場株式については、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

(単位：百万円)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	△1

2. 子会社・子法人等株式（平成28年3月31日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	539	-	-

注 子会社・子法人等株式は、すべて非上場株式であります。

なお、非上場株式は市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

3. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	64,154	33,428	30,726
	債券	861,656	843,851	17,804
	国債	302,531	293,728	8,802
	地方債	61,407	60,340	1,067
	社債	497,717	489,782	7,934
	その他	178,000	168,391	9,608
	小計	1,103,811	1,045,672	58,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9,686	11,065	△1,379
	債券	8,010	8,018	△7
	国債	-	-	-
	地方債	3,643	3,647	△4
	社債	4,367	4,370	△3
	その他	23,182	23,973	△790
	小計	40,879	43,057	△2,177
合計	1,144,691	1,088,729	55,961	

注 市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等（貸借対照表計上額 5,918百万円）については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計	売却損の合計額
株式	23,155	7,384	349
債券	16,736	203	179
国債	12,303	194	-
地方債	-	-	-
社債	4,432	8	179
その他	37,000	416	70
合計	76,892	8,004	600

5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあるものを除き、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

なお、個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は回復可能性の判定の対象とし、減損の可否を判断しております。

当事業年度において減損処理を行った銘柄はありません。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	14,255	△753

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	11,567 百万円
減損損失	1,771 百万円
有価証券償却等	775 百万円
減価償却	617 百万円
退職給付引当金	516 百万円
繰延ヘッジ損益	3 百万円
その他	<u>1,633 百万円</u>
繰延税金資産小計	16,884 百万円
評価性引当額	<u>△2,854 百万円</u>
繰延税金資産合計	14,030 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16,717 百万円
前払年金費用	△1,953 百万円
固定資産圧縮積立金	△218 百万円
その他	<u>△35 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△18,925 百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△4,895 百万円</u>

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.0%から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.6%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.4%となります。この税率変更により、繰延税金負債は 289 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 879 百万円、法人税等調整額は 590 百万円それぞれ増加しております。また再評価に係る繰延税金負債は 366 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,423 円 80 銭
1 株当たりの当期純利益金額	55 円 03 銭

(重要な後発事象)

平成 28 年 4 月 14 日から断続的に発生している「平成 28 年熊本地震」により、当行の熊本県内の営業拠点や貸出先等に被害が発生しております。当災害が当行の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に与える影響については調査中であり、現時点では金額を合理的に算定することは困難であります。